



各 位



JASDAQ

平成 17 年 10 月 14 日

会 社 名 株式会社 シベール
代表社名 代表取締役社長 熊谷 真一
(JASDAQ・証券コード 2228)
問合せ先 専務取締役 佐島 清人
電 話 023-689-1131 (代表)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 10 月 14 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について下記の通り、平成 17 年 11 月 23 日開催予定の当社第 35 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、株主と同じ視点に立って更なる企業価値の向上を図ることを目的とし、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を以下2. の要領に記載の通り無償で発行致しく存じます。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役及び従業員に割当てるものとする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式200株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行なわれ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行なった場合は、同様の調整を行なう。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「払込金額」という）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行の日の前日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直

近日の終値)を下回る場合は、その終値を払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株を発行(時価発行として行なう公募増資、旧商法に基づく新株引受権の行使又は新株予約権及び新株予約権証券の行使の場合を除く)する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{払込金額} = \frac{\text{既発行}}{\text{新規発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}} \times \frac{\text{新規発行前の時価}}{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

上記の算式において「既発行株式」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、「新株発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

2007年12月1日から2011年11月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社等の取締役もしくは従業員の地位であることを要す。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- ③ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反していないこと。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(7)①に規定する条件に該当しなくなつたため新株予約権を行使出来なかつた場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成17年11月23日開催予定の当社第35期定時株主総会で承認可決されることを条件と致します。

以上